平成２４年（フ）第４２２号
東京都多摩市連光寺１丁目７番地の11モンシャトーミユキＡ102
債務者　笹目枝苗莉
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４９１号
東京都福生市大字熊川325番地
債務者　高水　道代
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４３１号
東京都八王子市暁町３丁目22番10号
債務者　小野寺裕美
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４４０号
東京都小金井市前原町４丁目15番20号勝和ハイツ201
債務者　齋藤　　勇
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４４１号
東京都国分寺市東元町１丁目38番32号モルツ101
債務者　高田　絹子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４６５号
東京都福生市大字熊川1091番地パークハイツ405号室
債務者　藤葉　　武
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８６５号
横浜市以下秘匿、住民票上の住所東京都葛飾区四つ木３丁目３番９号　ハイツシノハラ201号
債務者　西村　春奈
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７６号
横浜市磯子区磯子２丁目20番51号　ドルフ安藤橋Ⅱ303号
債務者　井口　和人
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第１３５号
静岡市駿河区西脇297番地の１西脇マンション303号
破産者　樽松　喜郎
1　主文　当裁判所が平成24年３月15日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき、「樽松　善郎」とあるのを、「樽松　喜郎」と更正する。
2　決定年月日　平成24年５月16日
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３８号
島根県益田市遠田町2515番地１
破産者　有限会社クリーン
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産債権者に対する弁済が終了し、破産管財人が債権者集会における任務終了の計算報告を終えた。
松江地方裁判所益田支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第４０号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取51番地の４
破産者　土屋建設株式会社
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第２９３号
愛知県豊川市豊が丘町213番地
破産者　株式会社ライフ・カワサキ
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第７８号
栃木県栃木市藤岡町藤岡3298番地
破産者　株式会社日栄工業
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１５４６号
千葉県船橋市東中山１丁目17番７号　コーポ大川203号
破産者　宮下　　隆
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６号
福井県坂井市丸岡町巽１丁目47番地、商業登記簿上の本店所在地福井県あわら市桑原第23号１番地
破産者　株式会社荒木工務店
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
岐阜県瑞穂市牛牧1382番地11
破産者　田口　勝正
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２４９６号
名古屋市港区十一屋２丁目279番地
破産者　有限会社西山鋼機
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部